

地方自治法第199条第14項の規定により令和2年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置状況について次のとおり公表する。

多久市監査委員 眞 木 國 男  
 多久市監査委員 野 北 悟

監 査 の 対 象	防災安全課	
指摘を受けた監査結果	令和2年11月18日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
○指摘事項	<p>令和元年度多久市消防団運営費補助金について決算額以上の補助金を交付している。多久市補助金交付規則及び多久市消防団運営費等補助金交付要綱に従い、決算額を超えた金額については返還させるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、補助金返還通知を発し、令和2年12月4日に返還金の収納が完了しました。</p>

監 査 の 対 象	多久市立病院	
指摘を受けた監査結果	令3年1月7日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
○注意を求める事項	<p>・医療廃棄物運搬処理業務委託契約、臨床検査業務委託契約（いずれも単価契約）において、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を適用し随意契約をされているが、予定支出総額は多久市財務規則第100条第1項で定める金額を超えている。入札に付すべき案件である。</p>	<p>医療廃棄物運搬処理業務委託契約、臨床検査業務委託契約（いずれも単価契約）において、4月に数社から見積書を取り随意契約を行っていたが、今後は、要件を満たしているか確認をし入札手続きを実施したい。</p>

監 査 の 対 象	議会事務局	
指摘を受けた監査結果	令和2年6月19日付、令和2年度定期監査結果報告書のとおり	
	監査の結果	措置状況
<p>○指摘事項</p> <p>各種委員会の会議録について、作成されていないものが多数見られた。</p> <p>会議録の記録については、多久市議会委員会条例第30条に定められているものであり、早急に作成されたい。</p>		<p>監査から指摘を受けた時点（令和元年度末まで）での会議録未作成数は119件でしたが、その後43件を作成し、令和3年3月29日現在で残り76件となりました。</p> <p>会議録の作成状況については、「委員会等会議録未完一覧」を作成し、職員が進捗状況についてお互い共有できるように措置を行いました。</p> <p>また、これまで委員会の会議録作成については、全文筆記で行っていましたが、事務の効率化の観点から、発言者の発言ごとの要点筆記でも作成可能とし、要点筆記による会議録作成が統一した様式となるよう雛形も作成しました。</p> <p>上記のとおり会議録作成業務の改善・見直しも行いました。</p> <p>今後早期完了を目指し業務にあたります。</p>

監 査 の 対 象	福祉課	
指摘を受けた監査結果	令和3年3月24日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○注意を求める事項</p> <p>児童センター運営委員会の報償費支払いにおいて、税の手続のためにマイナンバーの提供を受けて会計課に提出をしているが、その写しが簿冊に綴じてあった。</p> <p>マイナンバー法では、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）は、法律で限定的に明記された場合（社会保障及び税に関する書類の作成事務など）を除いて、保管してはならないと定められている。速やかに破棄し、今後注意をされたい。</p>	<p>綴じてあった写しについては、直ちに破棄いたしました。</p> <p>今後このようなことがないよう、特定個人情報の取扱いについて適正に対応していきます。</p>

監 査 の 対 象	学校教育課	
指摘を受けた監査結果	令和3年3月5日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○指摘事項</p> <p>平成31年度多久市教育研究事業委託、平成31年度多久市教育支援業務委託において、委託料を概算払で支払っているが、実績報告では精算残金があるにもかかわらず、概算金額で確定し、精算を行っている。多久市財務規則第64条第2項に基づき、概算払で精算残金がある場合は返納すべきである。</p>	<p>平成31年度多久市教育研究事業委託、平成31年度多久市教育支援業務委託については精算残金があるにもかかわらず、概算金額で確定いたしておりました。ご指摘をいただきました精算残金については、受託者に返還を求め、3月24日に返納いただきました。今後は、このような事が無いよう事務の適正な執行に努めます。</p>

監 査 の 対 象	市民生活課	
指摘を受けた監査結果	令和3年3月24日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○注意を求める事項</p> <p>令和2年度廃棄金属類の分別、処理及び搬出等業務委託契約（上半期）（下半期）、令和2年度プラスチック製容器包装及びPETボトルの中間処理等業務委託契約、令和2年度多久市指定ごみ袋作成業務委託（いずれも単価契約）において、見積り合わせにより契約されているが、予定支出総額は多久市財務規則第100条第1項で定める金額を超えている。入札に付すべき案件である。</p>	<p>注意を求められた事項の契約案件4件については、次回の業者決定より、入札にて業者決定を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度廃棄金属類の分別、処理及び搬出等業務委託</li> <li>… 上半期分は業者決定済みのため下半期分より(令和3年8月実施予定)</li> <li>・令和2年度プラスチック製容器包装及びPETボトルの中間処理等業務委託、令和2年度多久市指定ごみ袋作成業務委託</li> <li>… 令和3年度業者決定済みのため令和4年度分より</li> </ul>	

監 査 の 対 象	商工観光課	
指摘を受けた監査結果	令和3年3月24日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
○注意を求める事項	<p>令和2年度佐賀県子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金を利用して、JR多久駅（2か所）、JR中多久駅、JR東多久駅の合計4か所に防犯カメラを設置しているが、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約を行っている。</p> <p>設置期限が同じであり、1つの案件として発注できるものを分けることは、契約方法の問題だけでなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回指摘があった件については、異なる事業で予算計上しているものを、あわせて入札が出来ることを確認せずにそれぞれ随意契約を行いました。</p> <p>今後は入札を行う際には担当部署に確認を行い適切な事務処理に努めます。</p>

監 査 の 対 象	多久市商工会	
指摘を受けた監査結果	令和3年3月24日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
○注意を求める事項	<p>商工会事務局の専決規程では、光熱水道料等既定経費以外の経費のうち緊急なもの、又は1件あたりの金額が50,000円未満のもの支払に関する事項については事務局長の専決事項となっているが、50,000円以上の支出伺伝票（支出伺兼支出伝票）についても、事務局長までの決裁までで会長の決裁がされていない。規程に準じた事務処理をされたい。</p>	<p>今回ご指摘の50,000円以上の支出伺伝票につきましては会長決裁の処理を行いました。今後も商工会事務局の専決規程に準じた事務処理を行います。</p>